

2016年10月20日 全13頁

ソーシャル・インパクト・ボンドの国際的な潮流

民間資金によって財政負担の重い社会的課題を解決する新たな仕組みは社会に浸透するか。英国の取組みが世界を主導。

経済環境調査部 研究員 亀井 亜希子

[要約]

- 地域が抱える社会的課題の解決のために民間資金を活用する投資手法として、自治体や非営利組織が実施する社会事業に民間資金を流入し、より高い成果（インパクト）をあげるための「社会的インパクト投資」が注目されている。
- その中でも、高い成果を実現した場合には、事業費の一部の公費負担に加え、成功報酬が上乘せされるという成功報酬型の「ソーシャル・インパクト・ボンド」（以下 SIB）への関心が高まっている。
- SIB 事業は、2010 年度以降、英国・米国を中心として、世界的に普及が進んでいる。2016 年 6 月には、世界での SIB 事業の実施地域数は累計で 60 件となった。日本においても、取組みが本格化するきっかけとなった。
- SIB 事業を通じた民間投資は、国の公的資金の利用を効率化するという財政的なメリットだけでなく、投資家にとっても、資産ポートフォリオのリスク分散を高めることができるという投資上のメリットがあると考えられている。

1. 2013 年に G8 が世界的な社会的インパクト投資の推進を提言

2013 年 6 月、社会的投資の市場の発展を促す施策について議論する「G8 インパクト投資タスクフォース」は、G8¹サミット（主要 8 カ国首脳会議）のサイドイベントである社会的投資フォーラムにおいて設立された。同タスクフォースには英国のキャメロン首相（当時）の呼びかけで、G7 参加国と EU の各国政府代表者及び社会・民間セクター代表者、オブザーバーとしてオーストラリア、OPIC（海外民間投資公社（米国）、開発金融機関代表）が参加した。G7 参加国とオーストラリアは、タスクフォースのサブ組織として、自国内の普及を議論する国内諮問委員会を組成することとなった。2015 年 8 月以降は、同タスクフォースは、G7 参加国と、新たに 6

¹ G7 参加国（米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、日本）、ロシア。なお、2014 年以降、ロシアは参加停止。

カ国²と EU が参加した“Global Social Impact Investment Steering Group”へと引き継がれている。

G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会では、高い成果を実現した場合には、事業費の一部の公費負担に加え、成功報酬が上乘せされるという成功報酬型の「ソーシャル・インパクト・ボンド」(以下 SIB)を含む「社会的インパクト投資」とは、「教育や福祉などの社会的な課題の解決を図るとともに経済的な収益をもたらす投資の手法」³と定義されている。ここでの「経済的な収益」とは、事業利益や成果報酬等の他に、行政コストの削減や地域の産業活性化により新たに生み出される経済的な付加価値額等も含むとされている。つまり、付加価値創出面からみた、SIB 事業等の社会的インパクト投資事業の最大の特徴は、「経済的な収益」のみを追求して投資判断を行う民間事業とも、「社会的なインパクト」のみを追求する自治体による行政サービスや財団による助成事業、ベンチャー・フィランソロピー⁴(慈善事業)とも異なり、「社会的なインパクト」と「経済的な収益」の同時実現を目的としていることにある。

さらに、SIB 等の社会的インパクト投資の成立要件は、前述のタスクフォースの日本国内諮問委員会が「需要側である『インパクトの購入者』『インパクト志向型組織(NPO、社会的企業等)』と、供給側である『インパクト資本の供給源』『インパクト資本チャネル』が、社会的インパクト投資の『資金調達形態』を通じて結びつき、さらに法制等の市場環境の整備が同時並行的に進展すること」⁵と説明しているように、事業資金のリスク特性に合わせて、資金調達形態を選定し、資金需要側と資金供給側を結びつける役割を担う「インパクト投資中間支援組織」等の「インパクト資本チャネル」のパフォーマンスがカギを握ることとなる(次頁 図表1)。

図表1に示すように、「資金需要側」(資金調達を行う事業者)、「資金供給側」(資金提供・運用を行う投資家・金融機関等)、それを資金仲介する「資金調達形態」(ローン、債券、株式、SIB等の金融商品)面において、様々なプレーヤーが参画し社会的インパクト投資を生み出す仕組みは「エコシステム」と呼ばれ、そのエコシステムの最適解は各国で異なる。各国で、社会的インパクト投資が普及し、市場として成長するかどうかは、「インパクト資本チャネル」が、エコシステムの構成要素の各組み合わせによる成功モデルを導出できるかにかかっている。

「資金調達形態」の中では、特に、成果報酬型である SIB が注目されている。例えば、日本の地方自治体による通常の民間委託事業では、自治体が全てのコストを負担する場合(行政コスト)と比べ、公費の節約にはつながるが、民間事業者は、コスト削減による利益の捻出に注力しがちであり、事業の質(付加価値)をより良いものとしようとする視点が不足する傾向にあ

² オーストラリア、ブラジル、インド、イスラエル、メキシコ、ポルトガル(出所:Global Social Impact Investment Steering Group ウェブサイト <http://www.socialimpactinvestment.org/>)

³ G8 インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「G8 インパクト投資タスクフォース報告書要旨『インパクト投資:アントレプレナーシップ、イノベーションと公益に資するファイナンス』(2014年9月17日)

⁴ 「成長性の高い非営利組織や社会的企業に対し中長期に亘り資金提供と経営支援を行うことで事業の成長を促し、社会課題解決を加速させるモデルです。」(出所:日本ベンチャー・フィランソロピー基金(JVPF)ウェブサイト「ベンチャー・フィランソロピーとは」)

⁵ G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」(2015年5月29日)

る。これに対し、SIBにおける委託費は成果報酬型であり、当初想定した成果を実現できず事業が失敗した場合には、民間事業者が得る事業利益はゼロとなるが、成功した場合には、地方自治体によって事業コスト（原価）が公費負担されるのに加え、成果に応じ成功報酬が上乗せされて支払われることになる。さらに、その事業成果は大学や研究機関等の第三者機関によって評価される。SIB 事業によって投資家に発生するリターンは、G8 社会的インパクト投資タスクフォースの報告書によると、「投資家に 7～10%の年間純利益を得る機会を提供し、国内の経済成長率や株式市場、金利との相関が低いことが期待されている」とされている。

図表 1 社会的インパクト投資のエコシステムの主な構成要素



(注) G8 社会的インパクト投資タスクフォース報告書「社会的インパクト投資市場の見えざる心」（2014年9月15日）の掲載図を基に G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会が作成した図。

(出所) G8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」（2015年5月29日）※G8 社会的インパクト投資タスクフォース報告書を同日本国内諮問委員会が日本語訳して公表したものである。

社会的インパクト投資市場の世界的な普及に向けて、G8 インパクト投資タスクフォースは、8つの提言を公表している（図表2）。この提言およびその後の議論を見ると、インパクトに注目した事業を行うこと（1・2番目の提言）、SIB等の成果報酬型の委託の全国的な普及を目指すこと（4番目の提言）、社会的事業に対する休眠預金の活用（5番目の提言）の重要性を強調していることがポイントと見られる。

SIB 事業が、社会的インパクト投資のなかでも、“新たな官民連携モデル”として注目されているのは、行政から民間事業者への対価の支払が成功報酬型であることに加え、現実には生じている社会的課題に対処する事業だけでなく、将来に社会的な不利益が発生すると想定される課題に対処する予防的な事業も含まれることであろう。

図表2 社会的インパクト投資の世界的な普及に向けた8つの提言

1	インパクトについて測定可能な目標を設定し、その達成度をモニタリングする。
2	投資家は、リスク・リターン・インパクトという3つの指標を取り入れる。
3	受託者の責任を明確化し、投資家が投資の財務的リターンとともに社会的リターンも考慮するよう促す。
4	成果報酬型の委託を実施する。政府は、ソーシャル・インパクト・ボンドなどのペイ・フォー・サクセス(成功報酬)型取引の手続き効率化と全国レベルでのエコシステムの最適化を検討する。
5	休眠資金を活用して社会的インパクト投資セクターの開発を促進する。社会的インパクト投資ホールセラー・ファンドの設立を検討する。
6	非営利組織の機能強化を推進する。政府および財団は運営能力強化のための補助金プログラムの確立を検討する。
7	営利・目的両立型企業が社会的ミッションを優先できる仕組みを整える。政府は、社会的ミッションに基づいた活動を継続的に行いたいと考えている起業家や投資家のための適切な法制度を設ける。
8	国際開発における社会的インパクト投資の貢献を支える。政府は、開発金融機関が社会的インパクト投資の取組を拡充できるような柔軟性を確保する。インパクト金融ファシリティ(Impact Finance Facility)、および優れたディベロプメント・インパクト・ボンド基金(DIB Social Outcomes Fund)の創設を検討する。

(出所) G8 社会的インパクト投資タスクフォース報告書「社会的インパクト投資市場の見えざる心」(2014年9月15日)(日本のG8社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会が日本語訳にし公開より大和総研作成)

2. 主要国で特に社会支出の増加の伸びが大きい英国と米国

G7 参加国を中心に、世界の各国政府が、民間資金を活用する社会的インパクト投資の普及に注目している背景には、各国政府の社会的課題解決に向けた公的支出負担の増大がある。1980年代から社会的責任投資(SRI: Socially responsible investment)、2006年以降はESG投資が活発化したように、社会的課題に対する民間投資は進んできたものの、総額としては小さく、依然、いずれの国でも、政府や自治体等の公共部門が中心となり牽引している。

OECDは「社会支出」⁶のデータについて、公的社会支出(社会保険や社会扶助給付等⁷)と義務的私的社會支出(公的機関の規定に基づく雇用主による休業被用者への直接疾病手当、私的保険基金への強制拠出による給付等⁸)を合算した金額として公表している。

G7参加国である英国・米国・フランス・ドイツ・日本、およびスウェーデンの1980～2013年度の社会支出の推移を見ると、2008年のリーマン・ショック以降、特に、英国及び米国において同支出額が急増している(図表3)。英国及び米国では、社会的支出額の増加の伸びを抑制するため、他国に先駆けて、公共事業への民間資金活用に対する関心が高まった。その一方、リーマン・ショック後の運用環境の悪化を受けて、民間資金提供者である助成財団及び投資家からは、事業成果(社会的インパクトの発現)を要求する姿勢が強まった⁹。このため、資金調達

⁶ 「OECDの基準によれば、社会支出の範囲は、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給とされている。」(出所: 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度 社会保障費用統計」(平成28年8月))

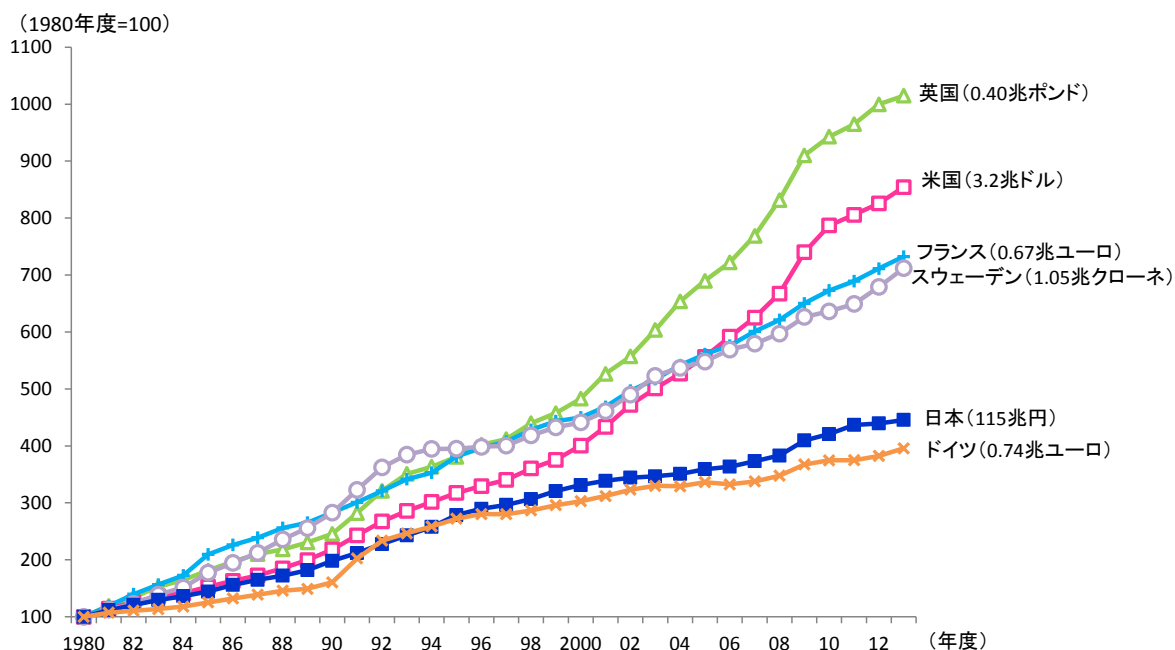
⁷ 「公的社会支出は一般政府(中央、地方政府、社会保障基金)によって資金の流れがコントロールされる社会支出であり、社会保険や社会扶助給付として支給される。」(出所: 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度 社会保障費用統計」(平成28年8月))

⁸ 「義務的私的社會支出は、私的部門により運営されるが法令により定められた社会的支援であり、例えば公的機関の規定に基づく雇用主による休業被用者への直接疾病手当、私的保険基金への強制拠出による給付などがある。」(出所: 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度 社会保障費用統計」(平成28年8月))

⁹ 英国の民間調査機関のNPC(New Philanthropy Capital)が2012年に実施したアンケート調査によると、過

側と運用側の双方のニーズを満たす投資手法として、特にSIBが注目されたと考えられる。

図表3 社会支出の伸びの推移の国際比較（1980～2013年度）（各国通貨ベース）



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度 社会保障費用統計」（平成28年8月）より大和総研作成

3. 英国と米国ではSIB事業を先行して実施

これまで述べてきたように、近年、SIB事業は世界中で関心が高まっている。世界的なSIB事業数の推移を見ると、2010年9月に世界で初めて、英国で受刑者再犯防止プログラムによるSIB事業が実施された後、2012年度以降に世界的な実施件数が急増した（図表4）。2016年6月時点で、世界15カ国で実施されている。

世界7カ国に拠点を持つ英国の世界的なインパクト金融仲介組織（中間支援組織、社会的投資ファンド）であるSocial Finance¹⁰が公表している“Impact Bond Global Database”の2016年6月時点のデータによると、2010年9月～2016年6月の期間に開始されたSIB事業は、全世界で60件（計15カ国、計60地域）あり、投資額は合計で2.16億ドルであった。

2016年6月時点で既に事業の実施期間が終了しているSIB事業数は16件であり、そのうち、ポジティブな成果（アウトカムの達成）が確認され投資家への財務的リターンの償還が行われた事業は15件¹¹、成果が出ずに打ち切りになった事業は1件¹²のみであった。事業全体の財務

去5年間に社会的インパクト評価への取組を強化した理由は「資金提供者の要求の変化」（51.8%）を挙げる回答が最も多い。（出所：内閣府「社会的インパクト評価の推進に向けてー社会的課題解決に向けた社会的インパクト評価の基本的概念と今後の対応策についてー」（平成28年3月）

¹⁰ 英国、カナダ、アイルランド、ラテンアメリカ、ポルトガル、イスラエル、米国、アフリカ、に拠点がある。

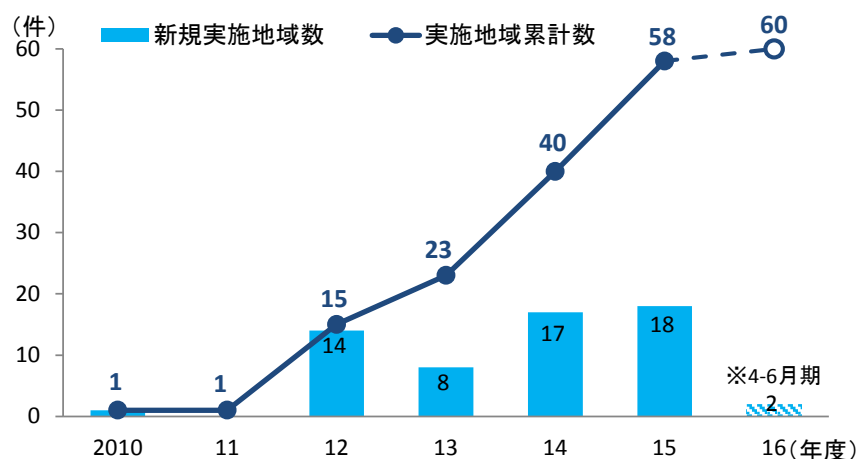
¹¹ 2016年4月に事業終了したが、投資家への償還は2016年度中に行われる事業（3件）を含む。

¹² 2012年に米国（米国ライカーズ島）で実施された受刑者再犯防止を目的としたSIB事業。ゴールドマンサックスが資金供給していたが、4年間で再犯率を10%以上削減することを目標として設定していた。再犯率が過去3年間で9%以上削減されていなかったため、4年目の事業継続はしない判断になり、プロジェクトは2015

的リターンの金額については、公開している事業は1件のみであり、14件は非公開である。

なお、2016年6月時点、44件が事業実施中であり、実施終了した事業も財務データは殆どが非公開であることから、投資家のリターンの程度は把握できない状況にある。

図表4 SIB事業の実施件数（新規・累計）の推移（2010年度～2016年6月期開始分）

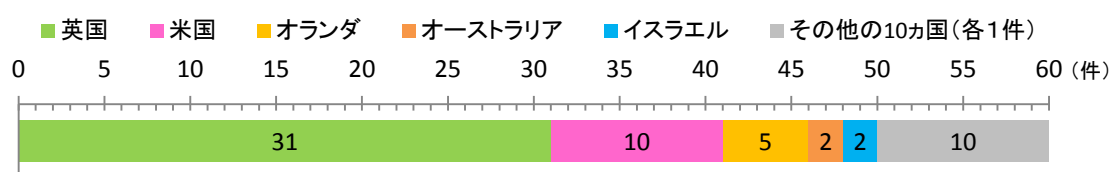


(注) 実施件数は、地域数である。

(出所) Social Finance “Impact Bond Global Database” (2016年6月) より大和総研作成

2016年6月時点のSIB事業の国別の実施地域数を見ると、G7主要国のうち、英国・米国・ドイツ・カナダの4カ国とオーストラリアではSIB事業が導入されている。2016年6月時点で未実施の日本とフランスも、日本は2014年度から、フランスは2016年度から導入検討を始めている。SIB事業の国別の実施地域数を見ると、図表4で社会支出額の増加の伸び率が高い英国と米国において件数が多い（図表5）。特に、英国での実地地域数は、全総数の約半数を占める。

図表5 SIB事業の国別の実施累積件数（2010年9月～2016年6月事業開始分）



(注1) 実施件数は、地域数である。

(注2) その他の10カ国は、ドイツ、ベルギー、カナダ、ペルー、ポルトガル、インド、スイス、オーストラリア、フィンランド、スウェーデンである。

(出所) Social Finance “Impact Bond Global Database” (2016年6月) より大和総研作成

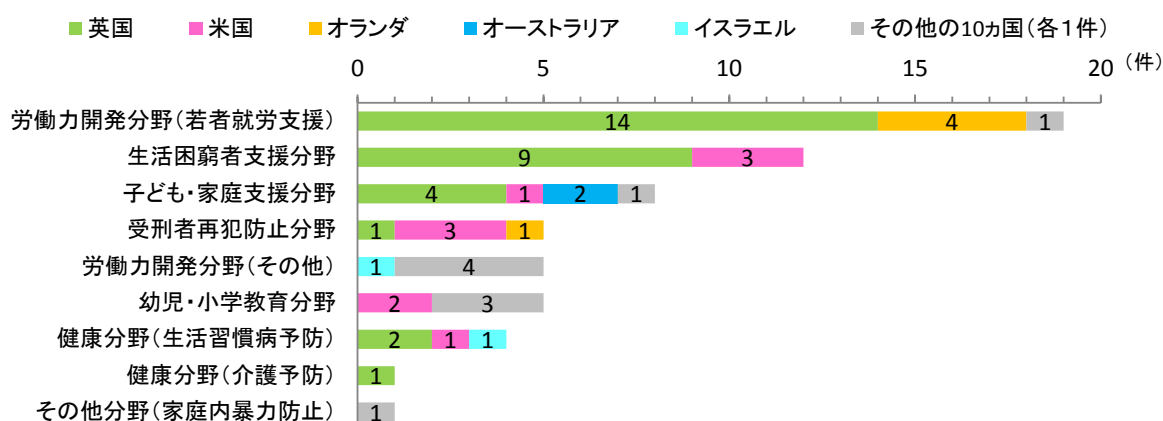
4. SIB事業は主に「若者就労支援」「生活困窮者支援」プログラムで実施

2016年6月時点における、SIB事業のプログラム分野別の実施国数、及び国別実施件数を見ると、「労働力開発分野（若者就労支援）」プログラムが19件と最も多く、次いで「生活困窮者

年8月で終了した。投資額は720万ドルであり、その損失のうち600万ドルはブルームバーグ慈善財団が負担、残りの120万ドルをゴールドマンサックスが負担した。（出所：New York Post ウェブサイト “[Goldman gives up on jailed teens after its social program fails](#)” (2015年7月9日))

支援分野」¹³のプログラムが12件となっている（図表6）。「労働力開発分野（若者就労支援）」「生活困窮者支援分野」「子ども・家庭支援分野」「健康分野（生活習慣病予防）」のプログラムに対するSIB事業は英国、「受刑者再犯防止分野」「幼児・小学教育分野」のプログラムに対するSIB事業は米国で進んでいる。

図表6 SIB事業のプログラムの各分野の国数と国別実施地域数(2010年9月～2016年6月事業開始分)



(注1) SIB事業の適用プログラムの分野は、Social Financeによる分類。()はプログラム名。

(注2) その他の10カ国の「労働力開発分野(若者就労支援)」はドイツ、「子ども・家庭支援分野」はカナダ、「労働力開発分野(その他)」はベルギー・ペルー・スイス・フィンランド、「幼児・小学教育分野」はポルトガル・インド・スウェーデン、「その他分野(家庭内暴力防止)」はオーストリア、である。

(出所) Social Finance “Impact Bond Global Database” (2016年6月)より大和総研作成

SIB事業は、適用するプログラムの分野によって、事業の実施期間も異なる。2016年6月時点における、SIB事業のプログラムの分野別の実施期間数を見ると、「子ども・家庭支援」「受刑者再犯防止・社会復帰支援」は7～8年が多く、長期化の傾向があるのに対し、その他の分野は、3～4.5年が多く、短期化の傾向がある（図表7）。

図表7 SIB事業の適用分野別の実施期間数の分布(2010年9月～2016年6月事業開始分)

分野	1年	2年・2.5年	3年・3.5年	4年・4.5年	5年・5.5年	6年	7年	8年	10年
労働力開発分野(若者就労支援)	0	2	14	1	1	1	0	0	0
生活困窮者支援分野	0	0	9	0	1	2	0	0	0
子ども・家庭支援分野	0	0	0	1	1	1	2	2	1
受刑者再犯防止分野	0	1	1	0	1	0	2	0	0
労働力開発分野(その他)	1	0	2	0	1	0	0	1	0
幼児・小学教育分野	1	0	1	2	0	0	1	0	0
健康分野(生活習慣病予防)	0	0	2	1	0	0	1	0	0
健康分野(介護予防)	0	0	0	1	0	0	0	0	0
その他分野(家庭内暴力防止)	0	0	1	0	0	0	0	0	0

(注1) SIB事業の適用プログラムの分野は、Social Financeによる分類。()はプログラム名。

(出所) Social Finance “Impact Bond Global Database” (2016年6月)より大和総研作成

¹³ ホームレスの住宅確保・就労支援プログラムが10件、就労支援プログラムが1件、住宅確保・生活支援プログラムが1件である。

SIB 事業のプログラム別に、対象人口 1 人当たりの年間投資額を計算したところ、「労働力開発分野（若者就労支援）」プログラムは、14 件（英国）が 250～300 ドル、3 件（オランダ）が 700～880 ドル、2 件（オランダ・ドイツ）が 1,500～2,900 ドルとなり、大半の事業が、対象人口 1 人当たり年間 1,000 ドル未満の投資事業であることがわかった。反面、「生活困窮者支援分野」のホームレスの住宅確保・就労支援プログラムの SIB 事業では、9 件（英国）の投資額が対象人口 1 人当たり年間 1,200～1,500 ドルの計算になるのに対し、2 件（米国）は 5,500～7,000 ドルと、米国は英国より多額の投資を行って事業を実施している傾向が見られた。

5. SIB 導入の背景：主要国が社会支出を増大させる政策分野は様々

前述のように SIB の導入の背景としては、主要国の社会構造の変化に伴う社会支出の増大が考えられる。主要国間の比較のため、OECD の社会支出のデータを活用する。OECD では、社会支出の支出目的となる政策分野を、次の 9 分野に分けている¹⁴。

なお、これらの社会支出には、直接個人に給付されない「施設整備費」等は含むが、給付に係る費用としての管理費は含まない。

- (1) 高齢（年金、早期退職年金、高齢者向けホームヘルプや在宅サービス）¹⁵
- (2) 遺族（年金、埋葬料）¹⁶
- (3) 障害・業務災害・傷病（ケアサービス、障害給付、業務災害給付、傷病手当）¹⁷
- (4) 保健（外来、入院ケア支出、医療用品、予防）¹⁸
- (5) 家族（児童手当、保育、育児休業給付、ひとり親給付）¹⁹
- (6) 積極的労働市場政策（職業紹介サービス、訓練、雇用奨励金、障害者雇用支援とリハビリテーション、直接的な仕事の創出、仕事を始める奨励）²⁰

¹⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月）

¹⁵ 「退職によって労働市場から引退した人に提供されるすべての給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者及び障害者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上。」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

¹⁶ 「被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上。」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

¹⁷ 「業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

¹⁸ 「医療の現物給付を計上。（治療にかかる費用であって、傷病手当金は含まない）」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

¹⁹ 「家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

²⁰ 「社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む。」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

(7) 失業（失業給付、労働市場事由による早期退職）²¹

(8) 住宅（住宅手当、家賃補助）²²

(9) 他の政策分野（低所得世帯向けの他分野に分類できない給付、食事支援等）²³

主要国の 2013 年度の社会支出について、9 つの政策分野別の金額構成比、政策分野別金額及び構成比の 2000 年度比の変化率の関係を見たところ、各国は、社会的解決が必要な重要課題における傾向別に、大きく 3 つのグループに分類できる（次頁 図表 9）。「高齢」が最重要課題であるグループ（日本とフランス）、「保健」が最重要課題であるグループ（米国とドイツ）、「高齢」「保健」が最重要課題であるグループ（英国とスウェーデン）、である。

図表 9 において、座標軸が交差した右上の領域（2013 年度の支出額の 2000 年度比変化率、及び支出額に占める構成比の 2000 年度比変化率がともに高いケース）に位置する分野は、各国にとって、財政的負担が大きく、早急な社会的解決が必要となる重要課題と考えられる。その中でも、バブルの大きさ（2013 年度の支出額に占める構成比）が相対的に大きい政策分野が、最重要課題であることが想定されよう。他方、同領域に位置し、バブルの大きさが相対的に小さい政策分野は、今後の金額の増大を見越して、予防的に対処する必要がある課題（最重要課題に次ぐ重要課題）であると想定されよう。

図表 8 では、図表 9 の傾向から導き出される各国の重要課題を整理した。◎が重要課題の中でも最も重要性が高いと考えられる課題であり、○はそれに次ぐ重要課題である。主要国にとって、「高齢」或いは「保健」分野における社会的課題の解決、さらにはそのための社会支出の財源の確保は、社会を維持するための最重要課題となっている。

図表 8 主要国の社会的解決が必要となる重要課題の一覧

	◎：最重要課題		○：重要課題（予防的な対処が必要）			
	日本	フランス	米国	ドイツ	英国	スウェーデン
高齢	◎	◎			◎	◎
保健			◎	◎	◎	◎
家族	○			○	○	○
他の政策分野	○	○	○		○	
住宅	○			○		
失業			○			
障害・業務災害・傷病				○		
積極的労働市場政策						
遺族						

（注）図表 9 を基に大和総研にてマッピングした。

（出所）大和総研作成

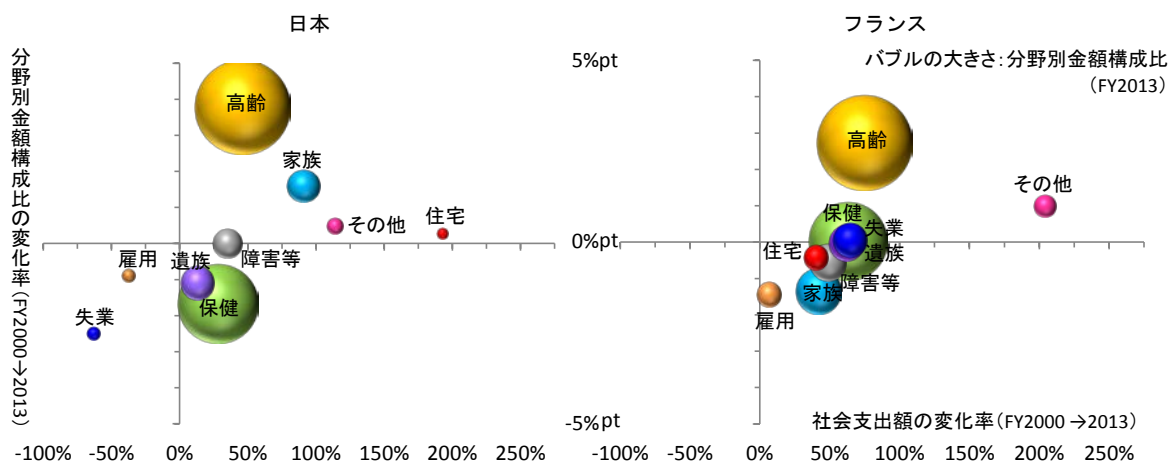
²¹ 「失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば『積極的労働市場政策』に含まれる」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

²² 「公的住宅や対個人の住宅費用を減らすための給付を計上。」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

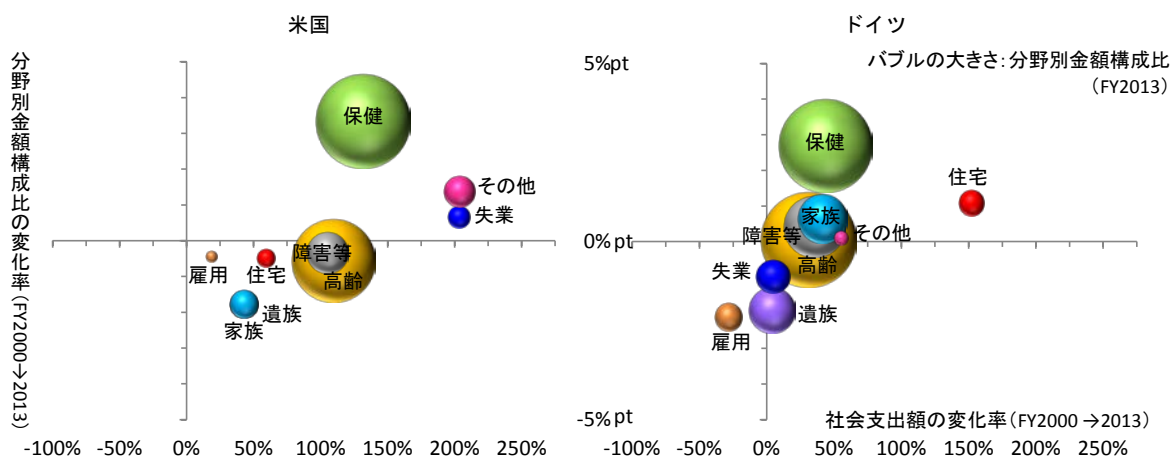
²³ 「上記に含まれない社会的給付を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付。」（出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」（平成 28 年 8 月））

図表 9 主要国における社会支出の政策分野別構成比と金額及び構成比の 2000 年比変化率 (各国通貨ベース、2013 年度)

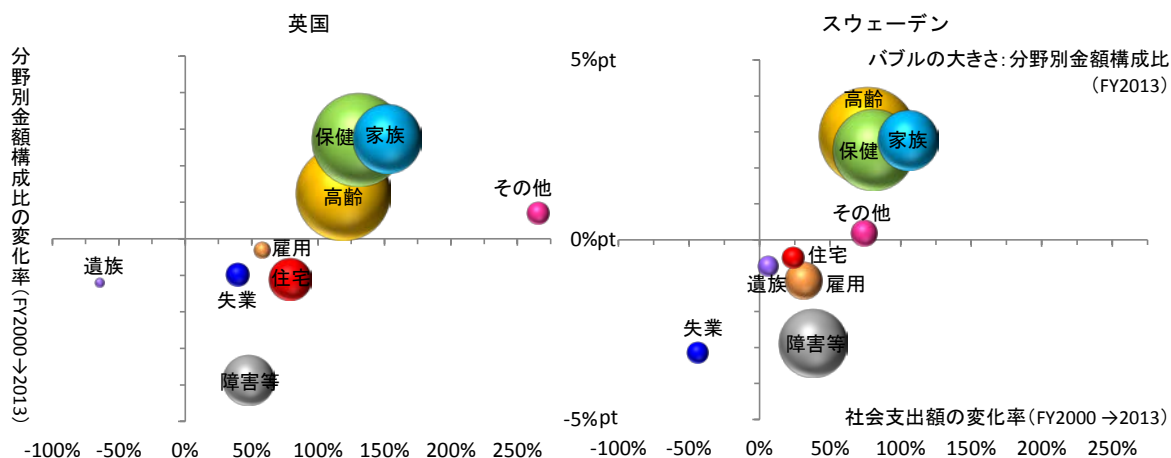
最重要課題：「高齢」に対する社会支出の増大



最重要課題：「保健」に対する社会支出の増大



最重要課題：「高齢」「保健」に対する社会支出の増大



(注 1) 「障害等」は障害・業務災害・傷病、「雇用等」は積極的労働市場政策である。

(注 2) 米国の「家族」と「遺族」は同じ値である。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成 26 年度 社会保障費用統計」(平成 28 年 8 月) より大和総研作成

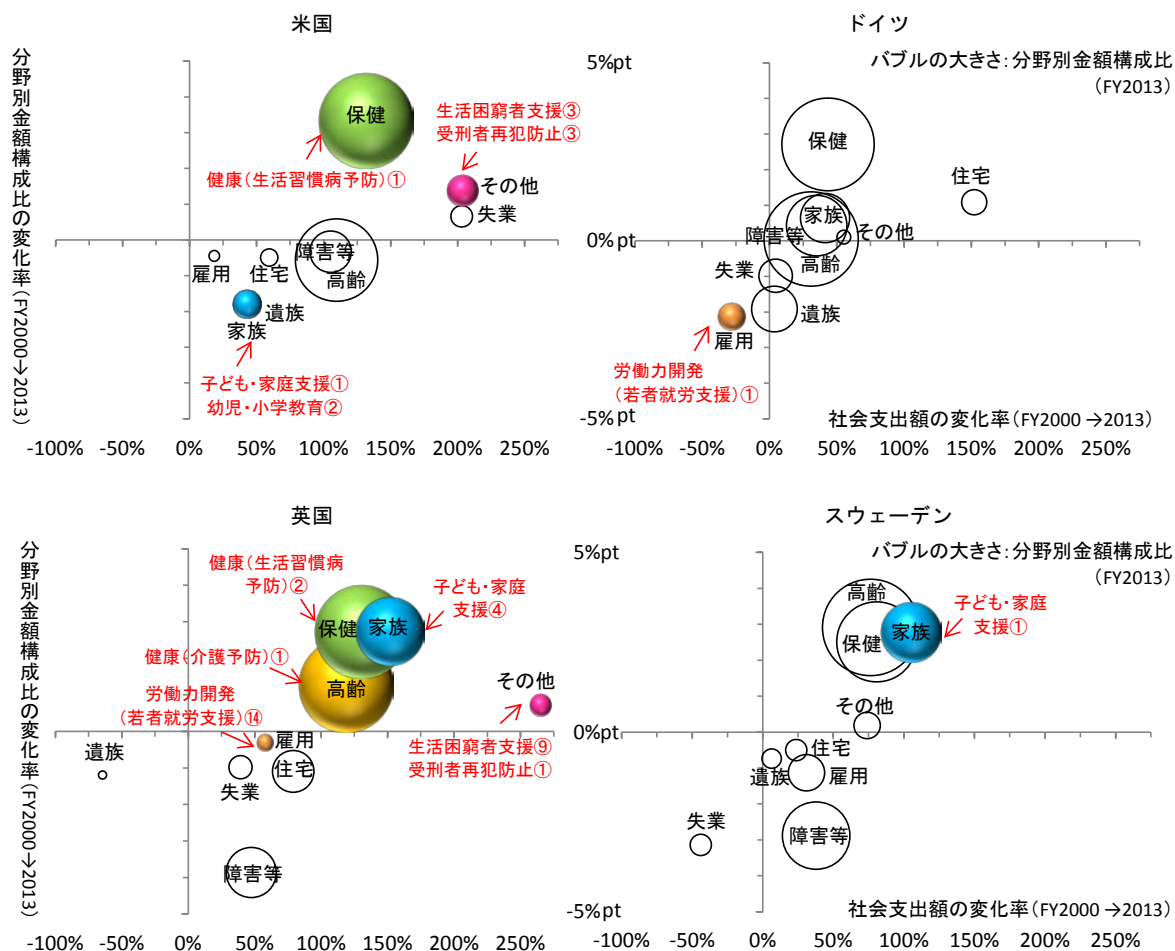
6. 社会的課題に SIB 事業が実施されているのは英国

前掲の図表 8 の 6 カ国のうち、SIB 事業を実施している 4 カ国（英国・米国・ドイツ・スウェーデン）について、同じく前掲の図表 6 を参考にし、政策分野別の社会支出の傾向と、各分野に対応する SIB 事業実施地域数との関係を図示した（図表 10）。

なお、ここでは、「労働力開発分野」のプログラムによる SIB 事業（前掲 図表 6）は「積極的労働市場政策」に関する社会支出の増大の防止を目的とした事業（前掲 図表 8）に対応すると考えられる。同様に、1) 「生活困窮者支援分野」及び「受刑者再犯防止分野」のプログラムの SIB 事業は「他の政策分野」の社会支出、2) 「子ども・家庭支援分野」「幼児・小学教育分野」「その他分野（家庭内暴力防止）」のプログラムの SIB 事業は「家族」分野の社会支出、3) 「健康分野（生活習慣病予防）」プログラムの SIB 事業は「保健」分野の社会支出に対応、4) 「健康分野（介護予防）」プログラムの SIB 事業は「高齢」分野の社会支出、の増大防止に対応していると考えられよう。

これをみると、社会支出の負担感の相違によって、各国政府の、SIB 事業の対象分野を選定する際の考え方には差があると想定される。主要国のなかでも社会支出額の伸びが小さいドイツ（前掲 図表 3）においては、社会支出額の変化率及び総支出額に占める構成比の変化率がともに低い。このため政府は予算配分の優先度が相対的に低くなっている分野（図表 10 の座標軸の左下の領域分野）に対して、SIB 事業の実施を通じた民間資金による投資余地があると考えていると想定される。これに対し、社会支出額の増大が国家課題となっている英国・米国・スウェーデンでは、各国政府は、社会支出額の変化率及び総支出額に占める構成比の変化率がともに高い分野（図表 10 の座標軸の右上の領域に位置する分野）に対し、他の分野への予算配分の拡大を目的として、SIB 事業による民間資金の活用をすべきと認識していると考えられる。2016 年 6 月時点で、SIB 事業が、財政的な観点から、社会的課題の解決が重要と考えられる政策分野の全てに対して実施されているのは、英国のみである。

図表 10 各国の社会的支出傾向と SIB 事業の分野別実施地域数との関係



(注1) 「障害等」は障害・業務災害・傷病、「雇用等」は積極的労働市場政策である。

(注2) 前掲の図表6と図表9をベースに作成した。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度 社会保障費用統計」（平成28年8月）、Social Finance “Impact Bond Global Database”（2016年6月）より大和総研作成

7. 英国は、2016年度から、社会的投資の世界的なハブを目指す

このように、世界のなかでも、社会的課題の解決を目的としたSIB事業の実施が最も進んでいる英国では、2016年3月11日、政府が、英国を社会的投資のグローバルハブとするための計画を公表した²⁴。

英国の国際戦略²⁵としては、「海外の社会的投資を英国で増やす」「海外の社会的企業を英国で増やす」「英国の社会的投資ビジネスと社会的企業の輸出を増やす」「他国の投資市場が創出したイノベーションやナレッジの成功事例を導入する」という4点を掲げている。英国は、この国際戦略を実現するために重要な海外市場として、米国、カナダ、インド、オーストラリア、

²⁴ GOV.UK ウェブサイト (Cabinet Office and Rob Wilson MP) “[Press release Government publishes new plans to make the UK a global social investment hub](#)” (2016年3月11日)

²⁵ HM Government (Cabinet Office) “[Social investment: UK as a global hub - international strategy 2016](#)” (2016年3月11日)

フランス、中国、韓国、メキシコ、バングラデシュ、ニュージーランドの 10 カ国を列挙した。このうち、前半の 4 カ国（米国、カナダ、インド、オーストラリア）は、SIB 事業を国内で既に実施している国であるものの、実施件数が少なく、今後、SIB 実施の国内普及が見込まれる国である。フランスは、2016 年度以降、国内での SIB 事業を検討しており、さらには、図表 9 に示した通り、日本と同様に「高齢」に対する社会支出の増大の解決が国家課題となっており、主要国の中の社会支出の対 GDP の比率も日本に次いで高い。アジア・中東地域では、2020 年度以降、急速な経済成長と共に高齢化の進展が見込まれており、先進国と同様の国家課題を抱えていくことが想定される。

おわりに

SIB 事業は、国家の社会的課題を解決するための新しい投資手法として注目されており、2012 年度以降、世界各地での実施件数も増加している。一方、2016 年 6 月時点では、SIB 事業の多くは実施中であり、最終成果はこれから明らかになってくる。

SIB 事業は、世界的には英国が主導しており、英国は、世界的な SIB 需要を英国国内に取り込むという意欲的な戦略も掲げている。しかし、SIB 事業の適用プログラム分野は、現段階では、主に「労働力開発分野（若者就労支援）」「生活困窮者支援分野」と限定的に普及しており、各国で社会的な重要課題を解決する主要ツールといえるまでには成長していない。各国間で、分野別の成功モデルの早期確立にむけた取り組みが始まろうとしている。特に、SIB 事業が解決すべき社会的課題の本丸といえる「高齢」及び「保健」分野においては、英国も各 1 件と実績が少ない。世界で先駆けて人口高齢化が進んでいる日本では、「高齢」分野の SIB 事業の成功モデルの早期確立が考えられよう。

本稿に続く SIB 関連のレポートでは、日本での SIB 事業の動向、参加プレーヤーと事業環境を概観するとともに、日本が SIB 事業を本格化させるための課題について検討する。

以上